

令和6年度 第1回産業医Web 研修会(2024/4/19)

職場で役立つ最近の 感染症対策

公益社団法人 日本医師会

常任理事 かまやち さとし
釜范 敏

本日の講演内容

1. 産業医の職務と役割
2. 職場における感染症対策と産業医活動
3. 職場で注意すべき感染症
 - (1) 新型コロナウイルス感染症（罹患後症状）
 - (2) インフルエンザ
 - (3) 感染性胃腸炎
 - (4) 麻しん・風しん
4. まとめ

1. 産業医の職務と役割

産業医とは

産業医とは(労働安全衛生法第13条第1項)

1. 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、**医師のうちから産業医を選任し**、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「**労働者の健康管理等**」という。）を行わせなければならない。
2. **産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。**
3. **産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。（産業医の独立性・中立性の強化）**
4. **産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。（※詳細は次スライド参照）**
5. **産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。**この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。
6. 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

産業医に提供されるべき情報

産業医に提供されるべき情報(労働安全衛生規則第14条の2第1項)

【内容】	【提供時期】
①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導後に講じた措置、または講じようとする措置の内容に関する情報(措置を講じない場合にあっては、その旨および理由)	医師または歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること
労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報(高度プロフェッショナル制度対象労働者については、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間(健康管理時間の超過時間))	超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること(おおむね2週間)
労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの	産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること(おおむね2週間)

産業医の要件

産業医の要件(労働安全衛生規則第14条第2項)

1. 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって、厚生労働大臣が指定する者(法人限定)が行うものを修了した者
2. 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの
3. 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
4. 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師(常勤限定)の職にあり、またはあった者
5. 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

産業医に必要な専門知識

産業医に必要な医学的専門知識（労働安全衛生規則第14条1項）

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事
2. 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置に関する事
3. 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施、並びに面接指導の実施及びその結果に基づく措置に関する事
4. 作業環境の維持管理に関する事
5. 作業管理
6. 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事
7. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事
8. 衛生教育に関する事
9. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事

産業医の権限

- 事業者は産業医に対し、労働安全衛生規則第14条第1項の各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。(労働安全衛生規則第14条の4第1項)
- この権限には、以下に関する事項の権限も含まれる。

産業医の権限に含まれる事項(労働安全衛生規則第14条の4第2項)

1. 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
2. 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
3. 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

産業医が行うべき業務

➤ 法令で産業医が行うべきと規定されている業務は、以下の通り。

産業医が行うべき業務

1. 職場巡視の実施 (労働安全衛生規則第15条第1項)
2. 衛生委員会 (または安全衛生委員会) への参加
(労働安全衛生法第18条第2項第3号, 第19条第2項第3号)
3. 健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し、捺印
(様式第6号 (労働安全衛生規則第52条; 定期健康診断結果報告書), 様式第6号の3 (同第52条の21 関係; 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書), 様式第3号の2 (有機溶剤中毒予防規則第30条の3 関係; 有機溶剤等健康診断結果報告書), など)
4. 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止に関与し、助言や指導の実施
(労働安全衛生規則第14条第1項第9号)

定期巡視の義務

産業医の定期巡視(労働安全衛生規則第15条)

産業医は、少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

事業者が産業医に毎月提供する所定の情報(厚生労働省「産業医制度に係る見直しについて」)

(ア). 衛生管理者が少なくとも毎週一回実施する巡視の結果

(イ). (ア)に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

(ウ). 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報

※定期巡視の頻度の見直しをしない場合でも、事業者は産業医に対して(ア)、(イ)の情報を提供することが望まれる

産業医が行うことが適切な業務

➤ 法令では「医師等」と明記されているが、産業医が行うことが最も適切な業務は、以下の通り。

産業医が行うことが適切な業務

1. 健康診断及び面接指導の結果に基づき、就業上の措置に関する意見を述べること
(労働安全衛生法第66条の4,同法第66条の8の第4項,同法第66条の10の第5項)
2. 長時間労働に従事する労働者の面接指導(労働安全衛生法第66条の10第3項)
3. ストレスチェックの結果に基づく労働者の面接指導の実施(労働安全衛生法第66条の8第1項)
4. 健康診断及び長時間労働の面接指導、ストレスチェック等の健康管理に関する企画に関与し、助言や指導の実施(労働安全衛生規則第14条第1項第1,6,7号)
5. 診断書その他の健康情報を解釈、加工し、就業上の措置に関する意見を述べ、治療と就業の両立支援等の労務管理に活用(労働安全衛生規則第14条第1項第6号)

協力等により産業医の業務負担が軽減できる業務

➤ 以下の業務は、産業保健スタッフや外部機関の協力により、産業医の業務負担が軽減できると考えられる。

スタッフや外部機関の協力により産業医の業務負担が軽減できる業務

1. 健康診断結果に基づき労働者の保健指導の実施(労働安全衛生法第66条の7)
2. 健康診断の実施(労働安全衛生法第66条の第1項, 第2項)
3. ストレスチェックの実施(労働安全衛生法第66条の10第1項)
4. ストレスチェックの結果に基づき集団分析を実施(労働安全衛生規則第52条の14)
5. 健康診断の問診や診察等の医療記録を保存(労働安全衛生法第66条の3, 労働安全衛生規則第51条)
6. 面接指導の記録を保存(労働安全衛生法第66条の8第3項, 同法第66条の10第4項, 労働安全衛生規則第52条の11)
7. 作業環境測定の結果を確認し、職場環境改善に関する意見を述べる(労働安全衛生規則第14条第1項第4号)
8. 職場や作業の快適化に関して助言(労働安全衛生規則第14条第1項第5号)
9. その他の健康管理・健康相談・健康の保持増進(労働安全衛生規則第14条第1項第6号, 7号)
10. 労働衛生教育の実施(労働安全衛生法第59条, 労働安全衛生規則第14条第1項第8号)
11. 健康教育その他健康の保持増進活動の実施(労働安全衛生法第69条, 労働安全衛生規則第14条第1項第7号)

法令での規定はないが事業者が産業医に期待する業務

法令規定はないが事業者が産業医に期待する業務

1. 職場復帰の可否を判断し、職場復帰支援プランを作成
2. 事業場に滞在している時に発生した傷病者の救急措置
3. 運転業務等の特殊業務に従事する労働者の就労適性を診断
4. 感染症の予防や拡大を防止
5. 危険有害要因にリスクアセスメントに関して助言
6. 緊急事態における地域医療システムとの連携に関して助言

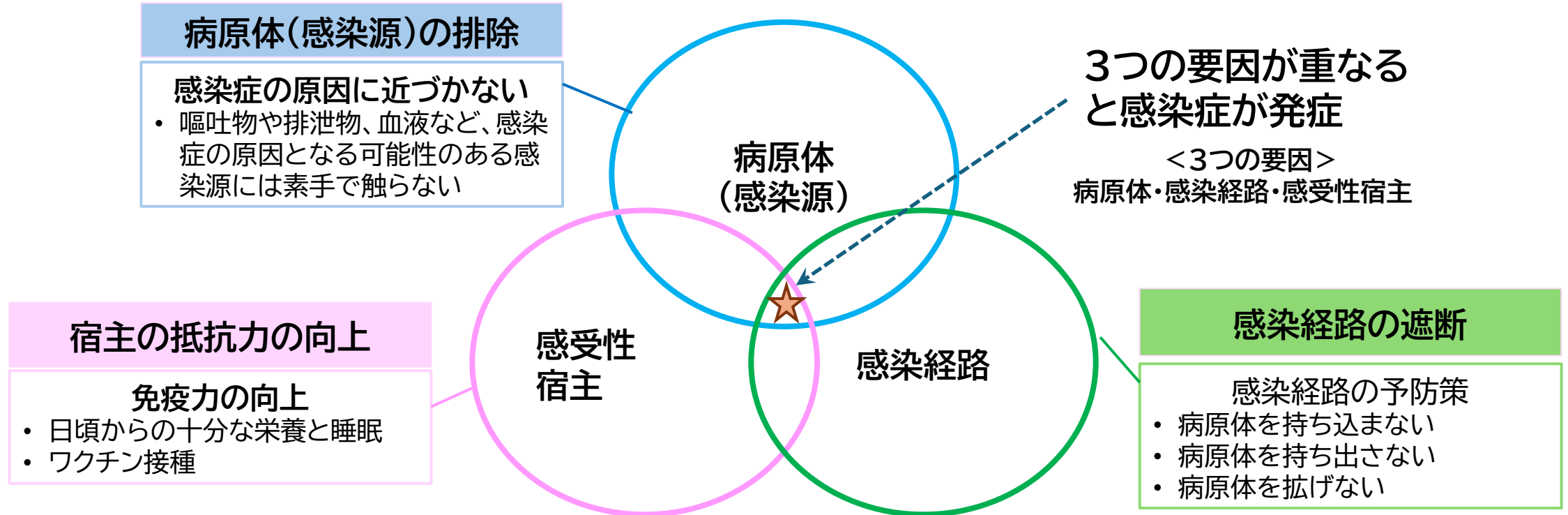
産業医の職務ではないもの

- 以下の行為は、一般的に産業医の職務ではない

- ❑ 事業場において患者の保険診療を行うこと
- ❑ 事業場の顧客に対して、疾病の予防や治療を行うこと
- ❑ 医療保険者による保健事業（特定健康診査、データヘルス活動等）を行うこと
- ❑ 産業医契約を結んでいない企業において産業医の職務を行うこと
- ❑ 労働衛生関連の訴訟に関して助言すること
- ❑ 採用の可否判定を行うこと

2. 職場における感染症対策と産業医活動

感染症対策の基礎知識-感染成立の3要因



<感染症対策の3つの柱>

- 1 病原体(感染源)の排除
- 2 感染経路の遮断
- 3 宿主の抵抗力の向上

感染経路の遮断

感染経路の遮断の基本は、
「標準予防策(スタンダード・プリコーション)」+「感染経路別の予防策」

標準予防策(スタンダード・プリコーション)

＜感染症の有無にかかわらず、汗を除く全ての体液、血液、分泌物、排泄物は、
「感染の危険性」があるものとして扱う＞

→手洗いや手指消毒などの手指衛生、咳エチケットの実施、手袋・マスク・エプロンなど個人用防護具の着用、等



感染経路別予防策

感染経路	主な病原体	感染症流行時の予防策
空気感染	結核菌、麻疹ウイルス、水痘ウイルス、等	N95マスクの着用、換気、消毒、等
飛沫感染	インフルエンザウイルス、風しんウイルス、ムンプスウイルス、新型コロナウイルス、等	不織布マスクの着用、換気、流水と石けんによる手洗い、消毒等
接触感染	ノロウイルス、疥癬、MRSA、新型コロナウイルス、等	手指衛生(こまめな手洗いや手指消毒)、長袖ガウン、手袋の着用、消毒、等

感染症対策に関する産業医の役割

- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(第6版・2022)」(日本産業衛生学会)は、産業保健職(産業医、保健師等)の主な役割として、以下の8項目を挙げている。

産業保健職の主な役割

- (1) 感染予防対策や健康管理に関する事業所内体制の構築に関する事業者への助言
- (2) 医学情報の収集と職場への情報提供
- (3) 感染予防対策の緩和や強化の過程において、医学的妥当性等の検討と助言
- (4) ワクチンを含む感染予防対策および衛生管理方法に関する教育・訓練の検討と助言
- (5) 持続的な感染予防対策の策定や健康管理に関する検討や見直しと助言
- (6) 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- (7) 事業所に感染者(疑い例含む)や濃厚接触者が出た場合の対応
- (8) 従業員のメンタルヘルスや差別防止への配慮

新型コロナウイルス流行時の産業医の対応例

COVID-19感染拡大時の産業医の対応例

- 感染の状況に関する情報収集
- 海外勤務出張・帰国、国内出張社員に際する助言
- 社内・従業員に対する感染防止行動の呼びかけ
- 感染対策マニュアル・出勤や自宅待機に関する規則の整備
- 社内対策チームの構築と整備
- 陽性者・濃厚接触者発生とその対応
- 疾患・健康リスクのある従業員の配置確認
- 産業医による衛生講話・リスクコミュニケーション
- リモートでの労働環境整備の助言やメンタルケア
- 定期健診実施の可否と時期の検討
- 巡視等によるオフィスの環境の確認（特に換気・パーティション等）
- 健康相談・メンタル相談

など

就業制限について

- 就業制限は、「労働安全衛生法」に基づくものと、「感染症法」に基づくものの2種類がある。
- いずれの法律でも感染症は就業制限の対象となるが、対象となる疾患はそれぞれで異なる。

労働安全衛生法に基づく就業制限

病者の就業禁止(労働安全衛生法68条)

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない

病者の就業禁止例(労働安全衛生規則第61条)

事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

一. 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者

二. 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

三. 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者(現在、規定されている疾病はなし)

2. 事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

※結核以外の感染症は、労働安全衛生法では就業禁止の対象とはならない

(参考:労働省 基発第207号 平成12年3月30日「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」→「第1項第1号には、伝染させるおそれが著しいと認められる結核にかかっている者があること」)

感染症法に基づく就業制限

就業制限

(参考:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条)

都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、**感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。**

感染症法上の類型別疾患と就業制限

感染症法第6条および第18条

感染症法上の類型	対象疾病	就業制限の対象
一類感染症	エボラ出血熱/クリミア・コンゴ出血熱/痘そう/南米出血熱/ペスト/ マールブルグ病/ラッサ熱	○
二類感染症	急性灰白髄炎/結核/ジフテリア/重症急性呼吸器症候群/ 中東呼吸器症候群/鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ)	
三類感染症	コレラ/細菌性赤痢/腸管出血性大腸菌感染症/腸チフス/パラチフス	
新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ/再興型インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症※/ 再興型コロナウイルス感染症	
四類感染症	E型肝炎/A型肝炎/黄熱/Q熱/狂犬病/炭疽/鳥インフルエンザ(特定鳥インフ ルエンザを除く)/ボツリヌス症/マラリア/野兎病/この他政令で定めるもの	×
五類感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)/ ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)/クリプトスポリジウム症/ 後天性免疫不全症候群/性器クラミジア感染症/梅毒/麻しん/メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌感染症/四類感染症を除き、この他政令で定めるもの	

※「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)」については、2023年5月8日に5類感染症へ位置づけが変更された

就業制限対象の業務と期間(感染症法)

感染症法施行規則第11条

類型	疾病	飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務	他者の身体に直接接触する業務	接客業その他の多数の者に接触する業務	制限期間
一類感染症	エボラ出血熱/クリミア・コンゴ出血熱/南米出血熱/マールブルグ病/ラッサ熱	○	○	-	その病原体を保有しなくなるまでの期間
	ジフテリア/痘そう/ペスト	○	-	○	
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症	○	-	○	
二類感染症 (急性灰白髄炎)/ 三類感染症	急性灰白髄炎/三類感染症	○	-	-	その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間
二類感染症 (急性灰白髄炎を除く)	結核	-	-	○	
	重症急性呼吸器症候群/中東呼吸器症候群/特定鳥インフルエンザ	○	-	○	

3. 職場で注意すべき感染症

(1) 新型コロナウイルス感染症

項目	内容
感染経路	エアロゾル感染/飛沫感染/接触感染
現在主流の変異株 (2024年第11週)	JN.1系統/BA.2.86系統
主な症状	発熱または悪寒/咳/息切れまたは呼吸困難/倦怠感/筋肉痛や体の痛み/頭痛 新たな味覚または嗅覚の障害/喉の痛み/鼻づまりや鼻水/吐き気または嘔吐/ 下痢
療養期間	※法律に基づく一律の外出自粛は求められず、個人や事業所の判断に委ねられるが、推奨される期間は以下の通り 【陽性者(有症状)】発症日を「0日」とし、発症後5日間経過、かつ症状軽快から24時間経過するまで 【陽性者(無症状)】検査採取日を「0日」とし、5日間経過するまで 【濃厚接触者】なし。ただし、7日目までは発症する可能性があることに留意
有効な感染対策	「換気」「手洗い・手指消毒」「マスク着用(医療機関・高齢者施設への受診時や訪問、混雑した電車・バスへの乗車時等)」

参考 厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

国立感染症研究所 「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染経路について」2022年3月28日

「民間検査機関の検体に基づくゲノムサーベイランスによる系統別検出状況」2024年第11週(2024年4月1日時点)

Centers for Disease Control and Prevention 「Symptoms of COVID-19」update Mar.15,2024

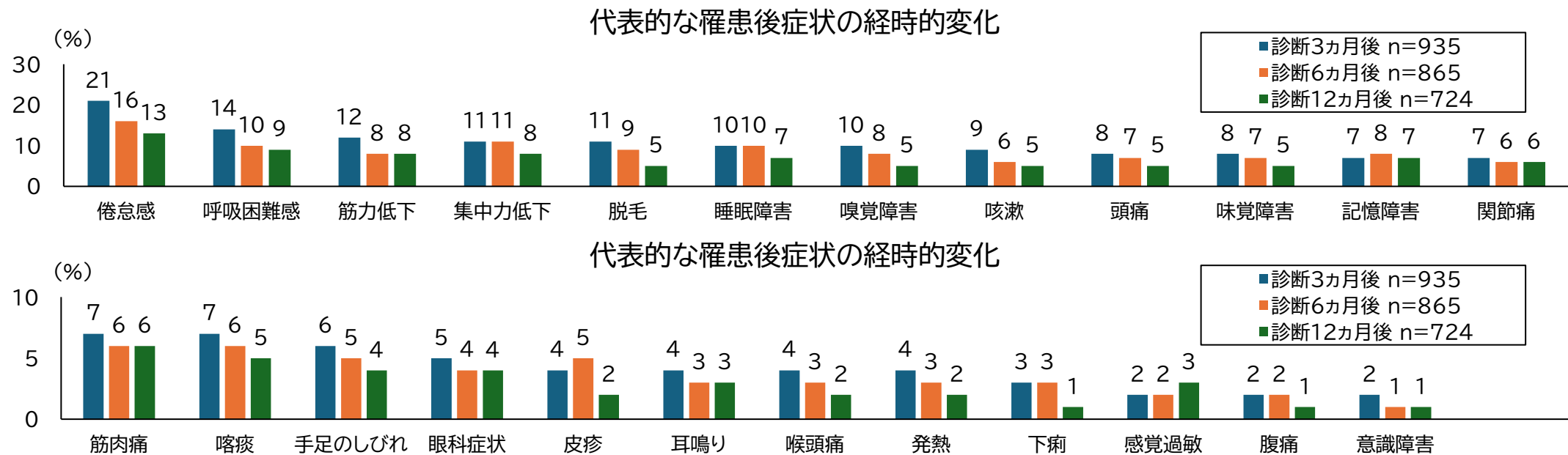
罹患後症状(post COVID-19 condition)

- COVID-19罹患後、2か月以上疲労感・倦怠感、息切れ、思考力や記憶力への影響などの症状が持続することがある。
- WHOはこのような症状を「post COVID-19 condition」と定義しており、わが国では「罹患後症状」と称する。
- 2023年9月時点で、罹患後症状の病態は解明されておらず、有効な治療法も確立されていない。

主な罹患後症状			
疲労感・倦怠感	関節痛	筋肉痛	咳
喀痰	息切れ	胸痛	脱毛
記憶障害	集中力低下	頭痛	抑うつ
嗅覚障害	味覚障害	動悸	下痢
腹痛	睡眠障害	筋力低下	

代表的な罹患後症状の経時的変化

- 日本国内で2020年1月～21年2月にCOVID-19と診断され、入院した患者1,066例の追跡調査では、診断後12か月時点でも、30%程度の患者に1つ以上の罹患後症状が認められたが、経時的に有症状者の頻度は低下した。
- 14の症状については、5%以上が12か月時点でも残存していた。



罹患後症状の治療・ケア

- 12か月以上持続する症状もあるが、大半は時間経過とともに改善する。しかし、回復に転じるタイミングがわからないため、不安を感じる患者も多い。
- 標準的な治療法は確立されていないため、薬物治療は対症療法が主体となる（疼痛に対する鎮痛薬、咳嗽に対する鎮咳薬など）。
COVID-19ワクチンは、COVID-19の発症ならびに重症化予防の点では効果的であるが、罹患後症状発症予防に効果があるかについては、現時点では明確な知見は得られていない。
- 運動療法やリハビリテーションは、罹患後症状の改善に効果的である。一方、症状が強い場合は、運動療法の実施は避け、個々の症状に合わせた日々の活動内容の調整、職場等の環境調整による対応を行うことが推奨されている。
- 症状に対する職場や学校の理解が不十分であったり、周囲の言動等により患者が精神的ダメージを負う場合もあるため、医療者が患者の精神的サポートを担うことを伝えることも重要である。

罹患後症状と産業医学的アプローチ

- 社会復帰について一律的な基準はないが、症状の種類や程度、業務内容と照らし合わせて、罹患後症状の改善に応じた段階的なものが望ましく、労働者（患者）に無理をさせないことが重要である。
- 職場復帰支援については、産業医、主治医、人事管理担当者等で連携することが望ましい。例えば、主治医は職場復帰の可否の判断や望ましい就業上の措置などの情報を提供する。産業医はそれを基に、業務上の配慮すべき点やその期間などを事業者に助言し、事業者は職場の環境調整や患者の安全・健康、業務遂行に関する配慮を行う。

罹患後症状への職場での配慮に関する3視点

①患者の健康や安全を脅かす状況への配慮

(例) 筋力低下のある患者の高所作業を制限

②環境調整や障壁の変更・除外をする配慮

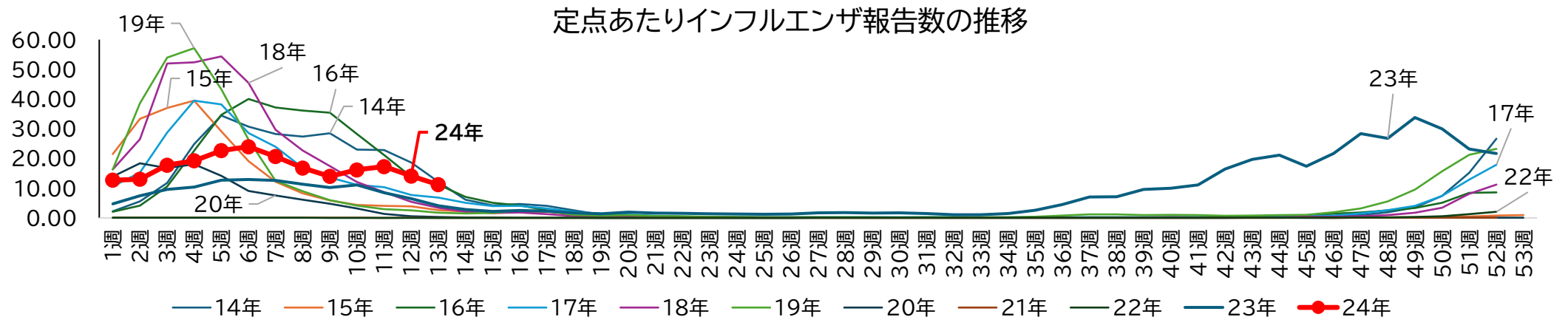
(例) 疲労感・倦怠感の続く患者に対し休憩所利用を許可

③本来業務を行う能力が損なわれた場合の配慮

(例) 味覚障害のある患者の調理作業制限

(2) インフルエンザ

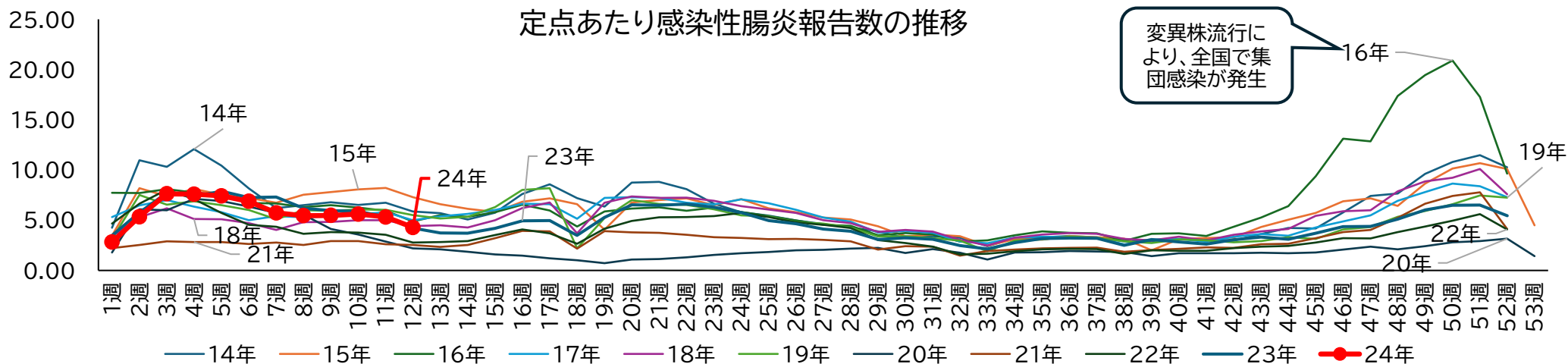
項目	内容
感染経路	飛沫感染
流行の状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常、国内では毎年11～12月上旬頃に発生が開始し、翌年の1～3月頃に患者数が増加し、4～5月にかけて減少していくパターンを示す 2023-2024シーズンは、2023年第36週（9月上旬）～第52週（12月下旬）まで、COVID-19流行前の同時期よりも高い水準で推移。2024年第1週以降も前年同時期を上回っている。
主な症状	<ul style="list-style-type: none"> 発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛、鼻水など。 かぜと比べて全身症状が強い。
有効な感染対策	「ワクチン接種」、「マスク（不織布推奨）着用」、「流水および石けんによる手洗いの励行」、「38度以上の発熱者、咳症状者は出勤せず、医療機関を受診することを原則」



参考 財団法人産業医学振興財団「産業医の職務 Q&A 第10版」2014年3月27日発行
 国立感染症研究所「インフルエンザとは」「感染症発生動向調査事業年報」「発生動向調査総覧」

(3) 感染性胃腸炎

項目	内容
感染経路	接触感染、経口感染
流行の状況	ウイルス性、特に SRSV による流行が12月のピークを形成し、その後春のピークはロタウイルス、夏期は腸炎ビブリオなど細菌性のものやいわゆる食中毒による
主な症状	発熱、下痢、悪心、嘔吐、腹痛など
有効な感染対策	<ul style="list-style-type: none"> 手洗いは特に重要。 吐物など、ウイルスを含む汚染物は、素手で触れず、手袋やマスク等を着用して処理し、処理物は消毒・密閉して廃棄する。 次亜塩素酸ナトリウムなどでの消毒や、85℃以上で1分以上の加熱処理も有効。



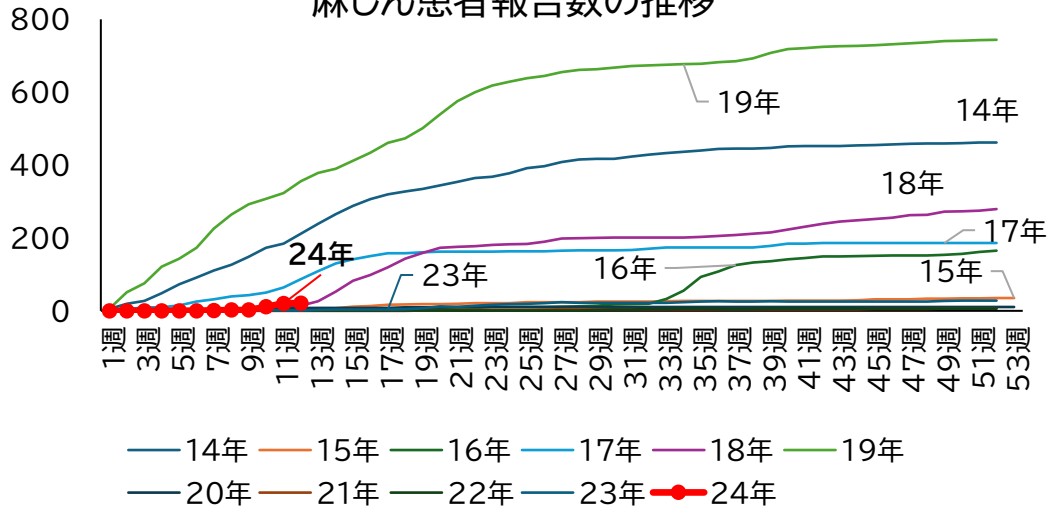
参考 国立感染症研究所 「感染性胃腸炎とは」「ノロウイルスとは」「感染症発生動向調査事業年報」「発生動向調査総覧」
東京都保健医療局 「感染性胃腸炎について」

(4) 麻しん・風しん

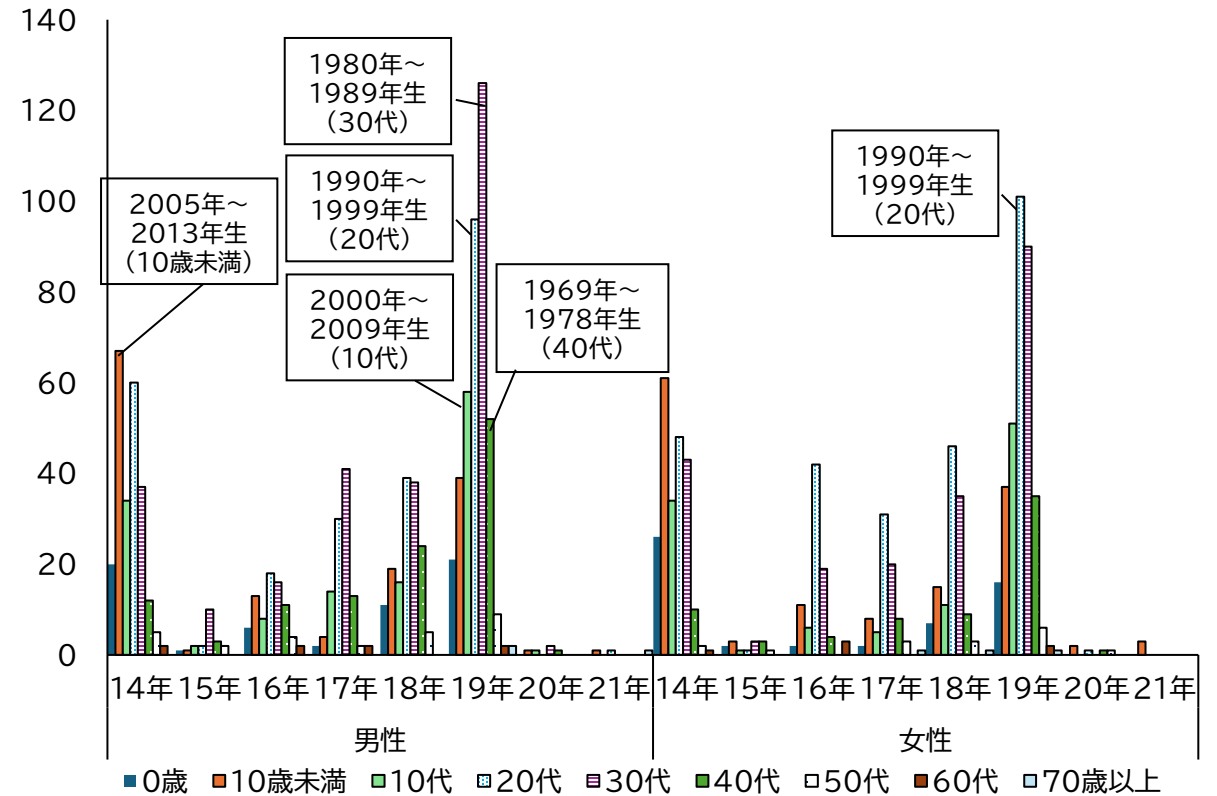
項目	内容	
疾患名	麻しん	風しん
感染経路	空気感染、飛沫感染、接触感染。感染力は極めて高い	飛沫感染
流行の状況	<ul style="list-style-type: none"> 2014年以降では、2014年、2019年に大流行 2000年度以前生まれの場合、自然感染者以外は予防接種歴0回もしくは1回のため、免疫を十分に持っていない可能性 2024年は第11週時点で累積患者数が20人超と高い水準 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年以降では、2018年、2019年に大流行 1962年度～1989年度（特に1973～1980年度）生まれの男性が多い職場は、自然感染者以外は予防接種歴0回もしくは1回のため、感染の機会が多い可能性
主な症状	<p>前駆期：38℃前後の発熱、倦怠感、（カタル期）上気道症状、結膜炎症状</p> <p>発疹期：高熱、発疹、など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発熱、発疹、リンパ節腫脹、など 妊娠20週頃までの妊婦が感染すると、風疹ウイルス感染が胎児におよび、先天異常を含む様々な症状を呈する「<u>先天性風疹症候群</u>」が出現
有効な感染対策	<ul style="list-style-type: none"> いずれもワクチン接種で防御できる感染症であり、周囲への感染拡大を防ぐためにもワクチン接種を推奨。 有症状の場合の欠勤基準の周知と徹底。 	

麻疹の流行状況

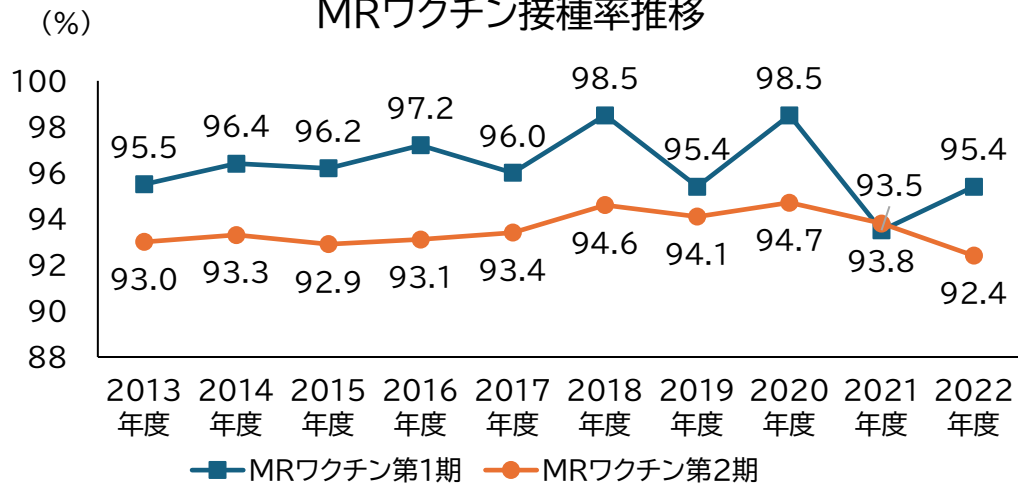
麻疹患者報告数の推移



麻疹患者報告数-男女別、年齢別(2014年~2021年)



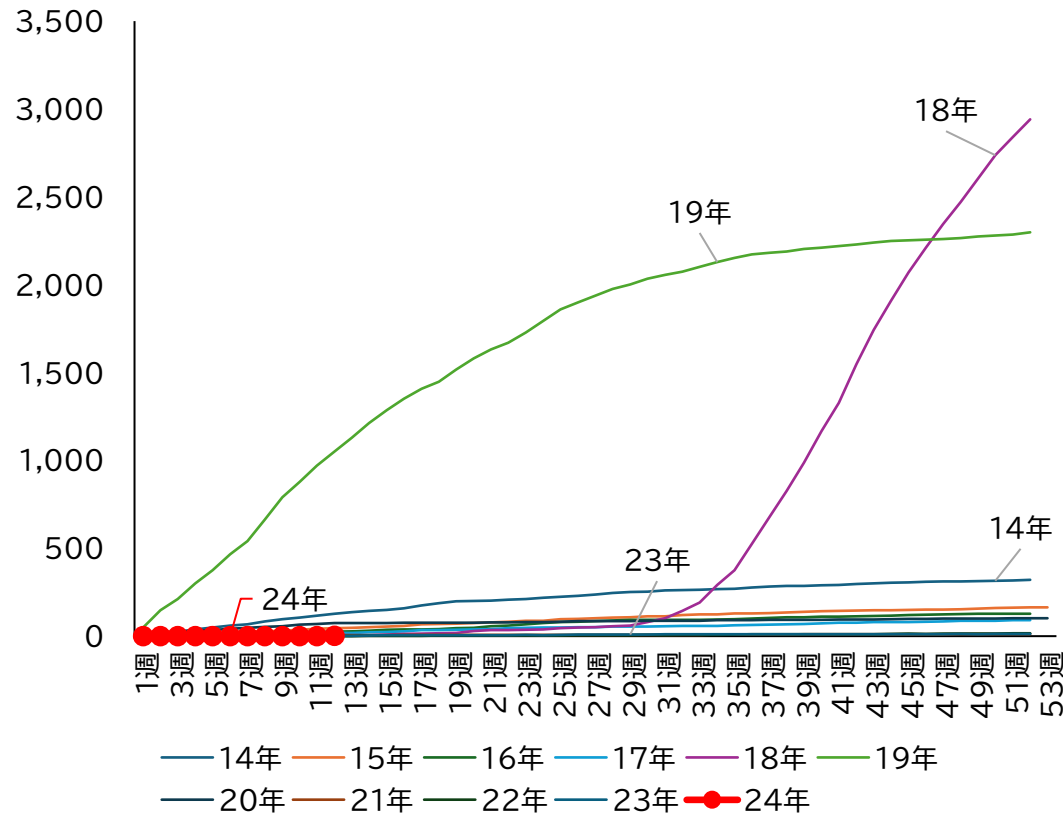
MRワクチン接種率推移



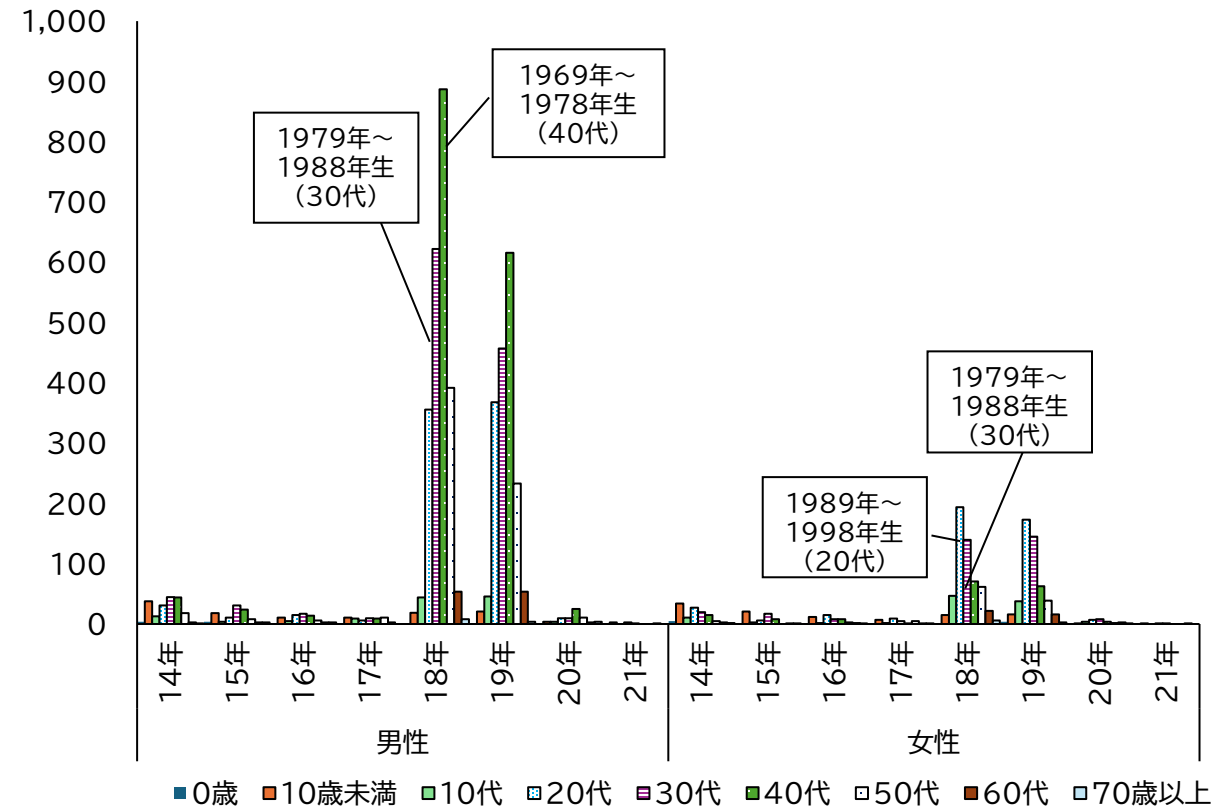
参考 国立感染症研究所「感染症発生動向調査事業年報」「発生動向調査総覧」厚生労働省「麻疹風しん予防接種の実施状況」より作成

風しんの流行状況

風しん患者報告数の推移



風しん患者報告数-男女別、年齢別(2014年～2021年)



4. まとめ

産業医が感染症対策に果たす役割

- 労働安全衛生法では、「感染症の予防や拡大防止」は、産業医の職務とは規定されていない。
- 感染症対策は法定業務ではない。しかし、**事業者が産業医に期待する業務のひとつ**であり、労働者が安心して安全に働くためには必要不可欠である。
- 職場の感染症対策は、個人の感染を防ぐことと同時に職場から社会への流行のまん延を防ぐための社会的役割の一面も持つ。
- 「労働者の健康管理」、「医学的知識に基づく感染予防と事業継続を両立するための助言」、「事業所内に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応」など、産業保健の専門職として、産業医が果たす役割は多岐に渡る。